

やまなし外国人活躍ビジョン

～ 外国人の皆さんにとって「第2のふるさと」となる県を目指して ～

令和2年2月
(令和5年3月改訂)

山 梨 県

目次

第1章 策定にあたって	2
1 ビジョン策定の背景	2
2 ビジョンの性格	2
3 ビジョン改訂の趣旨	3
第2章 山梨県の外国人の現状	4
1 山梨県に住む外国人(在留外国人)の状況	4
2 山梨県で働く外国人(外国人労働者)の状況	10
第3章 基本的な考え方	12
1 目指す姿(基本目標)	12
2 施策目標	12
第4章 施策の展開	13
1 施策展開の戦略.....	13
2 施策体系	14
3 施策内容.....	15
第5章 推進体制と各主体の役割	26
1 推進体制	26
2 各主体の役割.....	26
3 多文化共生社会実現へのあるべき姿.....	28
4 人間関係づくりを進める上で大切なこと.....	29

第1章 策定にあたって

1 ビジョン策定の背景

本県には18,000人を超える外国人の方が住んでおり、母国と異なる文化やルールに不安や悩みを抱えながら生活をしています。県内の外国人の数は2015年から増加を続けており、現在、人口の2%にまでなっています。

人口減少が進み、特に生産年齢人口が大きく減ると見込まれる中で、本県が未来に向けて「前進」するためには、誰もが活躍できる地域づくりが不可欠です。その中でも、今後も増加が見込まれ、産業や地域社会の重要な担い手となる外国人の方々への期待が高まっています。

一方で、職場や地域において、外国人が持ち前の能力を活かし、日本人も刺激を受けながら、ともに助け合い共生していく－そうした社会にはまだ道半ばです。

そこで、県として、外国人の活躍を重点施策として取り組むことを宣言するとともに、県民、企業、団体・ボランティア、市町村などの皆さんと一緒に着実に取り組みを実行するための共通認識となるものとして、令和2年2月に本ビジョンを策定しました。

2 ビジョンの性格

- 外国人が活躍できる地域づくりに向けた県の基本的な考え方を示すとともに、中期的な取り組み(主に県が実施)の方向性を示すものです。
- 毎年度フォローアップを行い、必要があれば見直しを行います。

3 ビジョン改訂の趣旨

多様な価値観を認め合い、誰もが自分らしく活躍できる共生社会を実現することは、本県に多様な人々が集い、持続的に成長していくための礎となる大変重要な理念です。

共生社会の実現によって、本県が内包する全ての「可能性」を花開かせるとともに、国内外から様々な「可能性」を携えた人々が集い、衆知が結集され、地域全体の持続的な成長につながっていきます。

また、全ての県民が安全に安心して暮らすことができる共生社会を実現することが大切であり、言葉の壁や文化の違いなどによる悩みを抱えることの多い外国人住民や外国にルーツを持つ住民についても、地域社会に円滑に受け入れられ、社会の一員として包摂されるような、温かい社会づくりを進めていかなければなりません。

そこで、県では、行政、外国人支援団体、民間、住民等、様々な主体が実施する取り組みの現状と課題を踏まえ、その解決に向けて各取り組みに実効性を持たせ、有意義で持続可能なものとするを目的として、多文化共生社会実現へのあるべき姿（全ての人が大切にすべき理念や心構えと、多文化共生社会の目指すべき方向性）を示すため、2022年10月に「やまなし多文化共生社会実現構想」を策定しました。

今回、全ての県民が将来に希望を持てるような社会づくりを進めていくため、上記構想を礎に据えるべく、ここに「やまなし外国人活躍ビジョン」を改訂します。

第2章 山梨県の外国人の現状

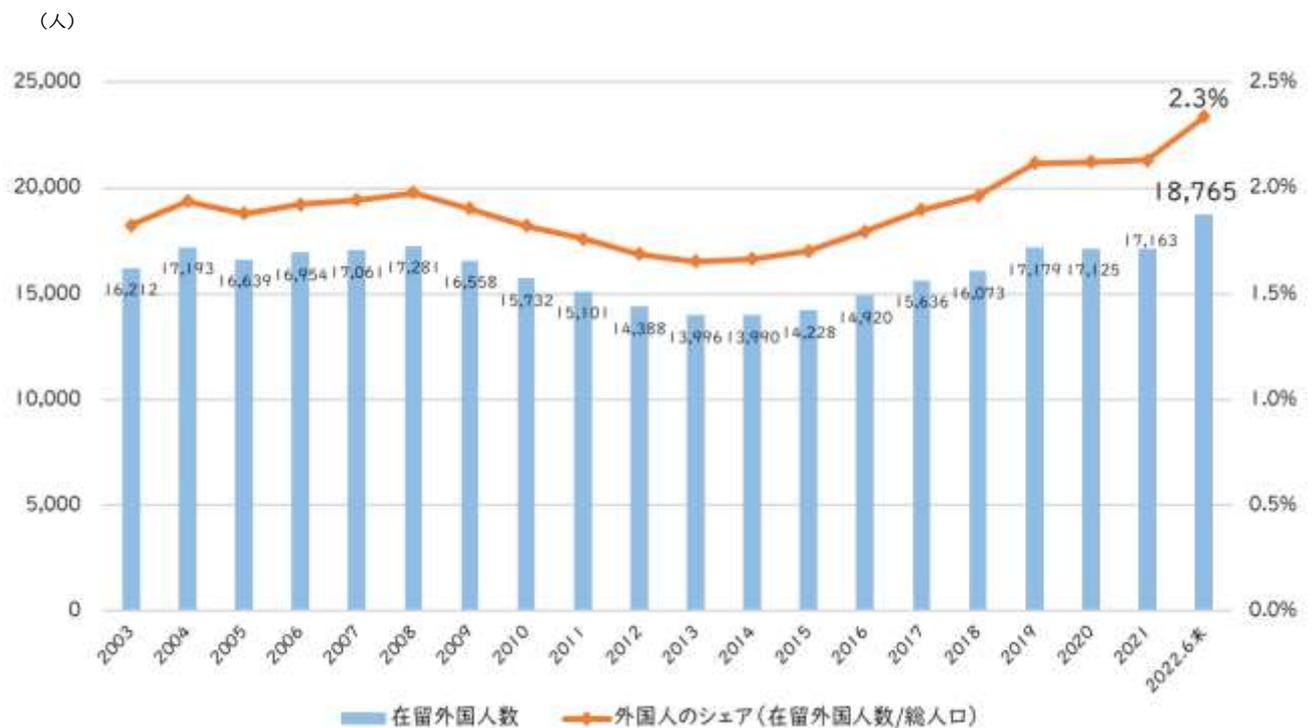
1 山梨県に住む外国人(在留外国人)の状況

外国人の数は、2015年から増加し続けています。

山梨県には、2022年6月現在で18,765人の外国人が在住しています。
最近の動きを見ると、リーマンショックなどの影響により、2008年をピークにいったん減少したものの、2015年から再び増加しています。

日本人が減少している中でも、外国人は増加を続けています。

図1 山梨県の在留外国人数・外国人の割合の推移



(注) 2021年以前は各年12月時点の数値だが、2022年は6月時点の数値。図2～6、8～10において同じ。

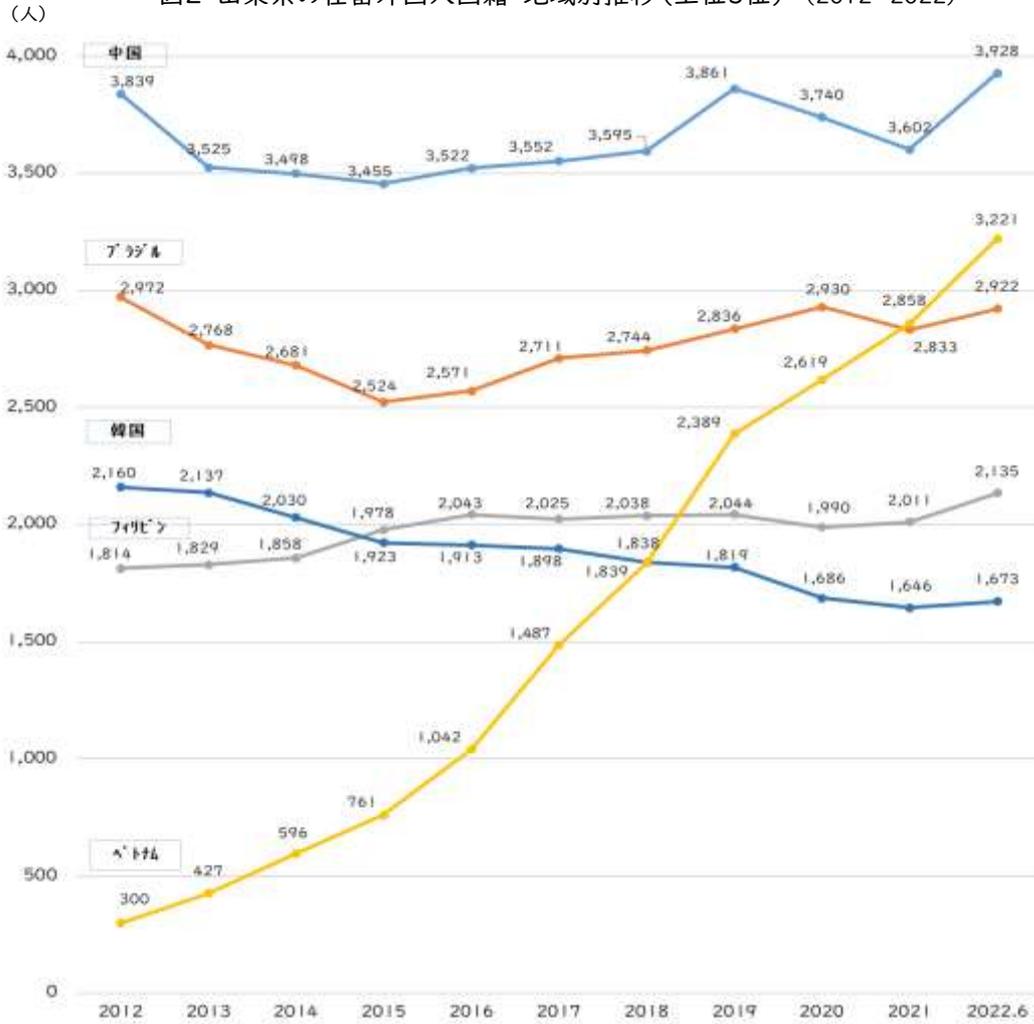
出典:法務省「在留外国人統計」、山梨県「常住人口調査」

東南アジア系が増加し、国籍は多様化しています。

国籍を見ると、かつてはブラジル、中国、韓国の3か国に集中（2008年で約7割）していましたが、ベトナムなどの東南アジア系が増加し、国籍も多様化しています。

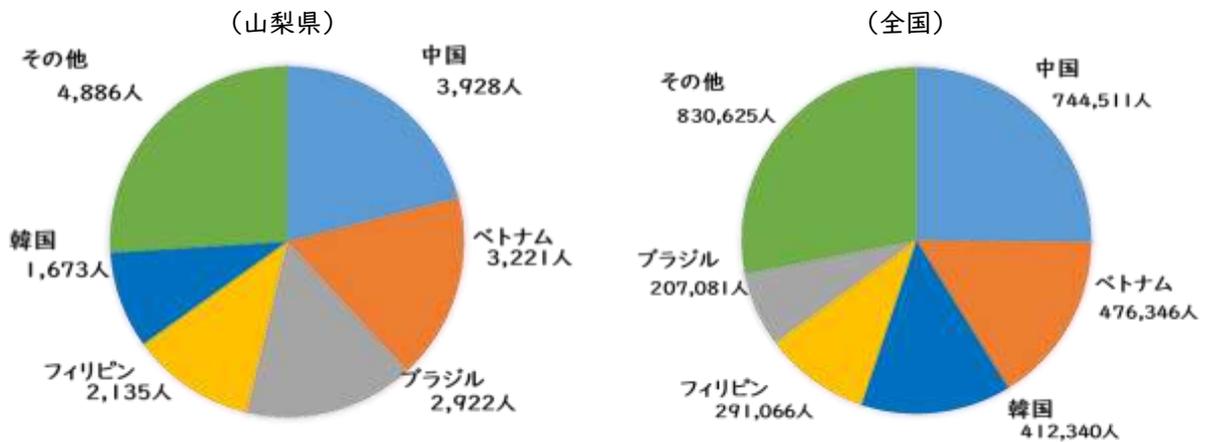
ブラジルは、最近減ってはいますが、現在でも全国と比べると割合は高い状況です。

図2 山梨県の在留外国人国籍・地域別推移（上位5位）（2012～2022）



出典：法務省「在留外国人統計」

図3 山梨県・全国の国籍・地域別構成比率（上位5位）（2022）



出典：法務省「在留外国人統計」

身分に基づく在留資格の割合が高く、技能実習が急増しています。

在留資格別に見ると、「身分に基づく在留資格」が約 6 割を占めており、全国と比較しても高い割合になっています。この中でも、「永住者」が増加しており、長く住み続ける外国人が増加していると言えます。

また、「技能実習」は年々増加しており、4 年で約 2 倍になっています。

図4 山梨県の在留外国人在留資格別推移(2012~2022)



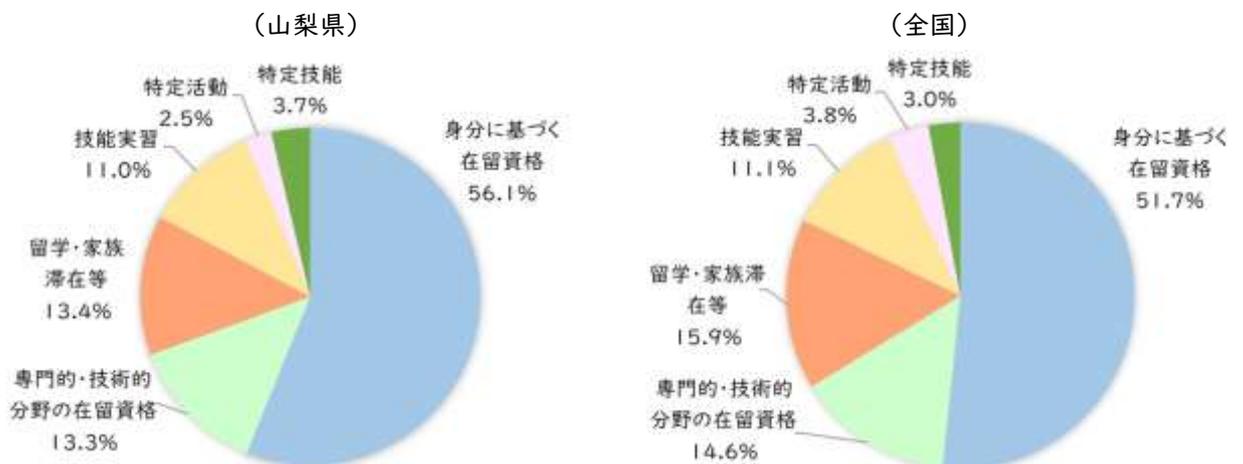
(注1)「身分に基づく在留資格」には、「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」「特別永住者」が該当する。

(注2)「留学・家族滞在等」には、「文化活動」「留学」「研修」「家族滞在」が該当する。

(注3)「専門的・技術的分野の在留資格」には、「教授」「芸術」「宗教」「報道」「高度専門職1号・2号」「経営・管理」「法律・会計業務」「医療」「介護」「研究」「教育」「技術・人文知識・国際業務」「企業内転勤」「興行」「技能」が該当する。

出典:法務省「在留外国人統計」

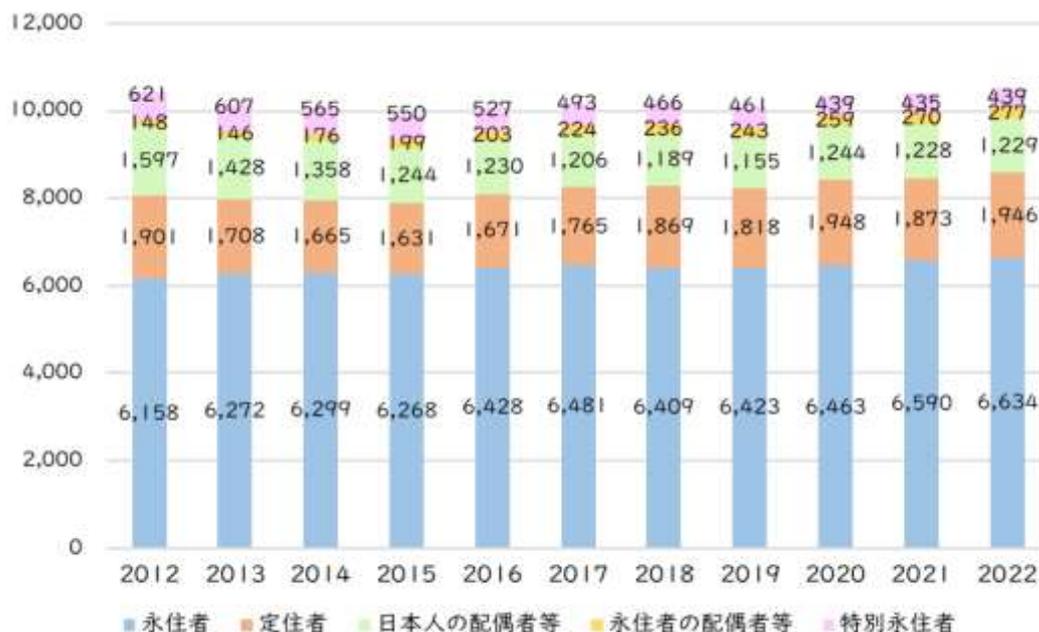
図5 山梨県・全国の在留資格構成比率(2022)



出典:法務省「在留外国人統計」

(ハ)

図6 身分に基づく在留資格の内訳(2012~2022)



出典:法務省「在留外国人統計」

図7 在留資格一覧表

就労が認められる在留資格 (活動制限あり)	
在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
特定技能(注1)	特定産業分野(注2)の各業務従事者
技能実習	技能実習生

(注1) 平成31年4月1日から

(注2) 介護、ビルクリーニング、素材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関係産業、建設、造船・船舶工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食物品製造業、外食業(平成30年12月25日閣議決定)

身分・地位に基づく在留資格 (活動制限なし)	
在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系3世、外国人配偶者の連れ子等

就労の可否は指定される活動によるもの	
在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

就労が認められない在留資格 (※)	
在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

※ 資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

出典:出入国在留管理庁資料

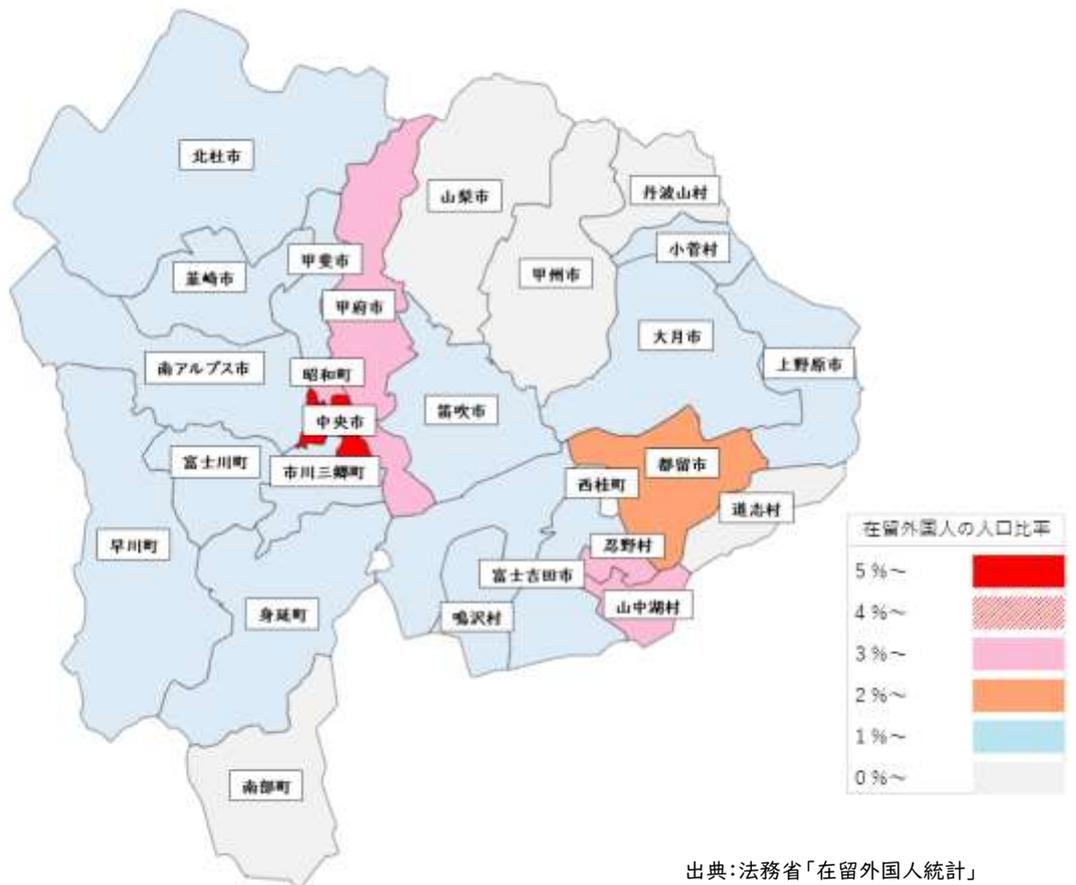
外国人は一部の地域に集中しています。

市町村別に見ると、甲府市に県内の外国人の3分の1が住んでおり、上位の5市に3分の2が集中しています。



出典：山梨県住民基本台帳に基づき県で作成

図9 市町村別外国人人口比率(外国人数/総人口)(2022)



出典：法務省「在留外国人統計」

図10 市町村別在留外国人の国籍・地域別内訳(2022)

市町村	外国人数	国籍・地域別内訳数					
		中国	ブラジル	ベトナム	フィリピン	韓国	その他
山梨県	18,765	3,928	2,922	3,221	2,135	1,673	4,886
甲府市	6,309	1,958	313	892	549	941	1,656
富士吉田市	650	121	66	86	132	93	152
都留市	680	97	79	249	133	38	84
山梨市	266	35	15	60	48	16	92
大月市	257	36	4	101	41	15	60
韮崎市	539	103	106	79	111	26	114
南アルプス市	1,314	204	326	233	90	41	420
北杜市	727	48	82	126	139	60	272
甲斐市	1,334	388	84	232	115	140	375
笛吹市	1,284	238	40	206	301	91	408
上野原市	423	42	23	218	40	19	81
甲州市	259	47	2	102	25	20	63
中央市	2,055	96	1,279	201	136	23	320
市川三郷町	262	26	84	47	16	6	83
早川町	16	3	1	2	0	0	10
身延町	116	9	4	10	48	9	36
南部町	57	4	5	9	9	2	28
富士川町	171	38	32	9	14	4	74
昭和町	799	120	321	53	87	53	165
道志村	10	0	1	3	1	1	4
西桂町	45	2	3	16	13	3	8
忍野村	330	148	1	116	15	24	26
山中湖村	223	45	32	53	5	9	79
鳴沢村	41	1	1	9	2	7	21
富士河口湖町	587	118	18	104	65	32	250
小菅村	9	0	0	5	0	0	4
丹波山村	2	1	0	0	0	0	1

出典：法務省「在留外国人統計」4

2 山梨県で働く外国人(外国人労働者)の状況

働く外国人の数は、2013年から増加を続け、2022年は過去最大となっています。

山梨県の外国人労働者数は、2022年10月現在で10,433人であり、過去最大となっています。また、県内就業者数全体に占める外国人労働者の割合も、過去最高となっています。



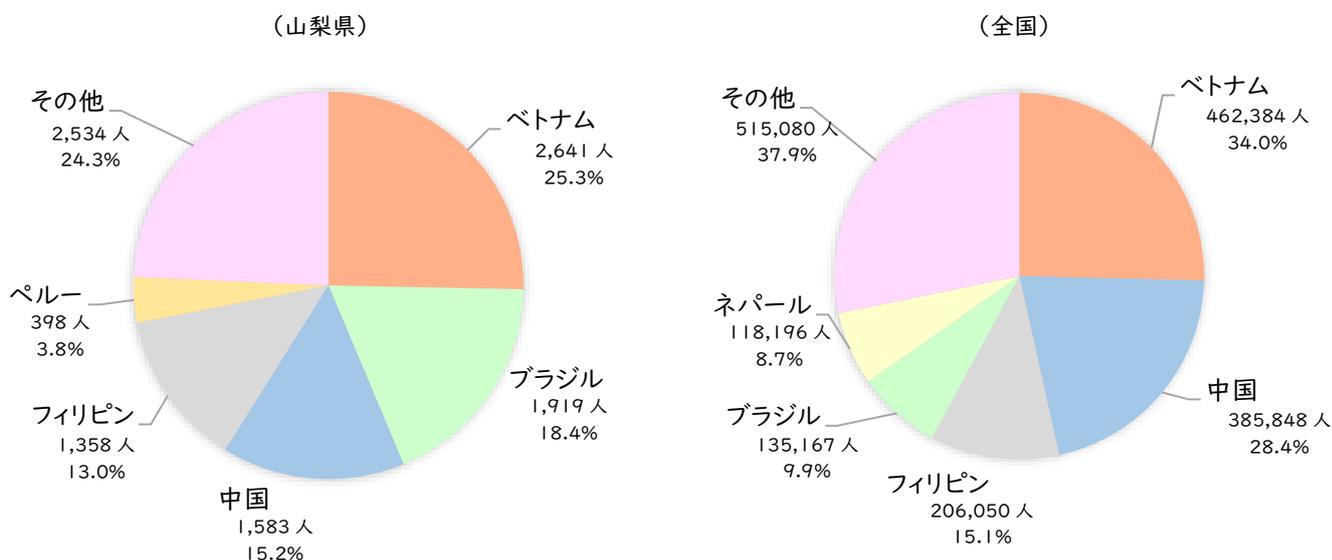
(注)各年10月時点の数値

出典:総務省「労働力調査」、山梨労働局「山梨県内の「外国人雇用状況」について」

ベトナム人が急増し、最多となっています。

国籍を見ると、ベトナム人が4年で4倍以上に急増し、2019年に初めて最多となりました。ブラジル人は2番目に多く、全国に比べても高い割合です。

図12 山梨県・全国の外国人労働者国籍別構成比率(2022)

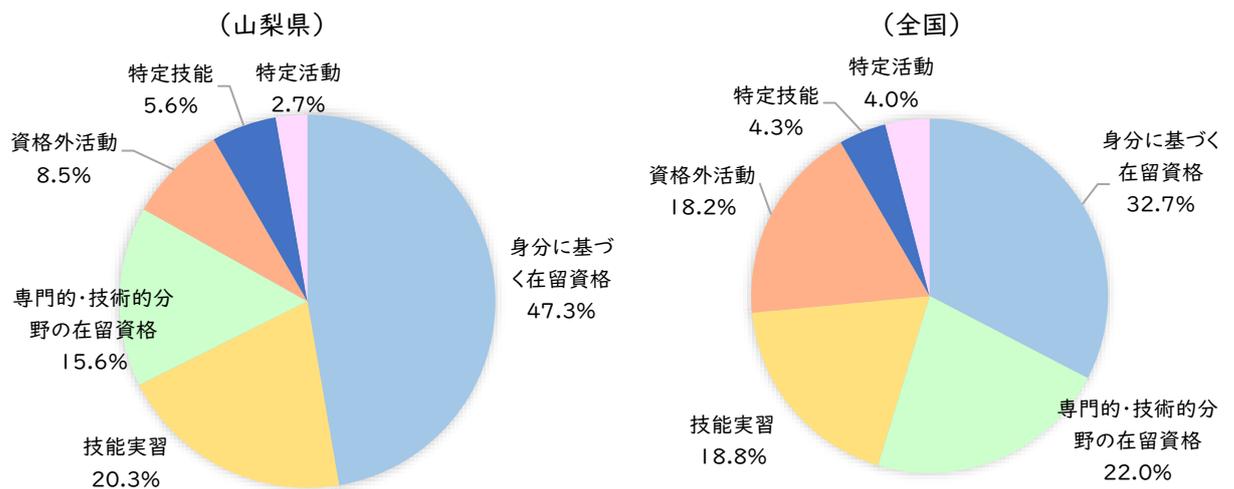


出典:厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ、山梨労働局「山梨県内の「外国人雇用状況」について」

身分に基づく在留資格が多く、技能実習が急増しています。

身分に基づく在留資格が全体の5割近くを占めており、全国と比べても割合が高くなっています。ブラジルやペルー、フィリピンの国籍の方は、特に永住者や定住者としての働き手が多い状況です。技能実習は、4年で2倍以上と大きく増加しており、半数以上をベトナム人が占めています。専門的・技術的分野の在留資格及び資格外活動の割合は、全国と比べて低い状況です。

図13 山梨県・全国の外国人労働者在留資格別構成比率(2022)

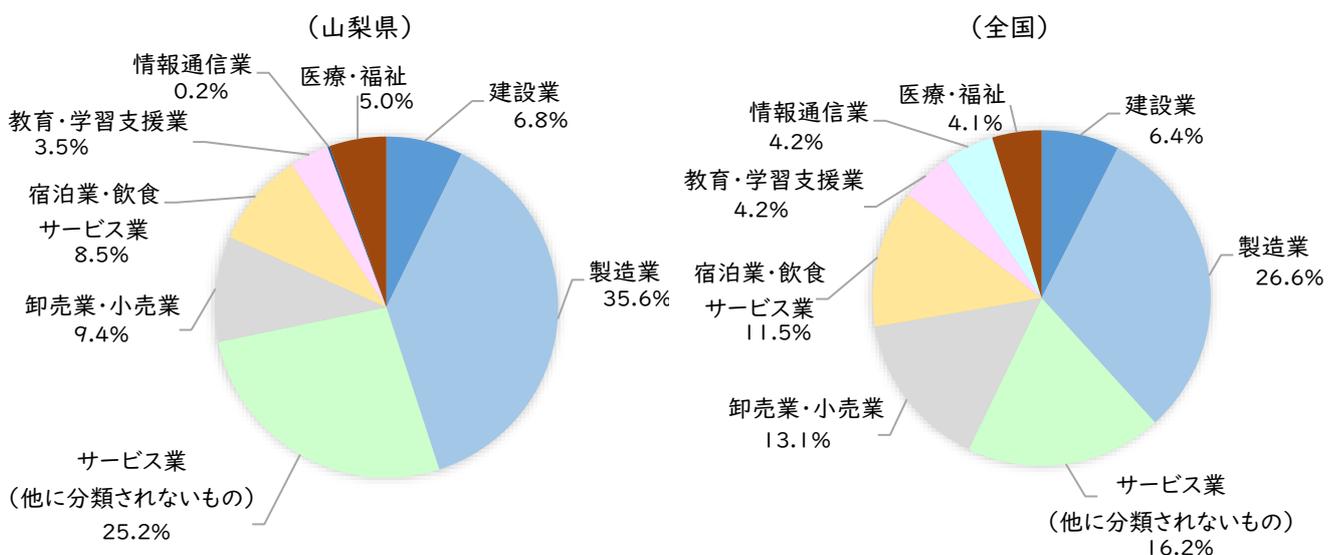


出典:厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ、山梨労働局「山梨県内の外国人雇用状況について」

製造業など一部業種に外国人労働者が集中しています。

産業別に見ると、製造業が全体の約4割と最も多くなっています。なお、サービス業(他に分類されないもの)のうち、半数以上は職業紹介・労働者派遣業です。

図14 山梨県・全国の産業就業別労働者構成比率(2022)

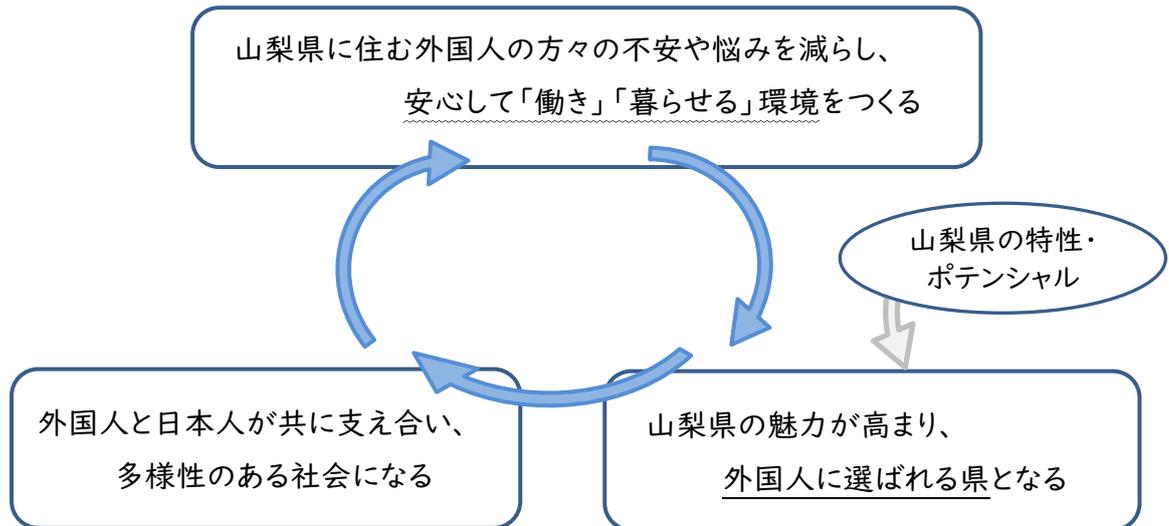


出典:厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ、山梨労働局「山梨県内の外国人雇用状況について」

3章 基本的な考え方

1 目指す姿(基本目標)

外国人に『選ばれる』県やまなし
～ 外国人がコミュニティの大切な一員として尊重され、活躍できる県を目指します。～



2 施策目標

安心して働ける環境づくり(受入)

外国人が安心・安全に働けるようにするとともに、働く外国人と雇用する企業をつなぐことで、活躍する外国人をさらに呼び込みます。

安心して暮らせる環境づくり(共生)

外国人が安心して生活できるようにするとともに、身近な地域で日本人との交流を進めることで、山梨県で暮らす魅力を高めます。

第4章 施策の展開

1 施策展開の戦略

- 日本へやってくる外国人は、賃金が高い大都市などに集中することが予想されます。山梨県が「外国人に選ばれる」ためには、本県独自の魅力を確立し、発信することが重要です。
- 外国人が安心して「働き」「暮らす」ためには、様々な課題がありますが、限られた資源で大きな効果を出せるように、ポイントを絞って戦略的に取り組んでいきます。

◎ そこで、それぞれの施策を以下の3つに区分し、優先順位をつけて段階的に実行していきます。
(毎年度フォローアップを行い、必要があれば変更していきます。)

- I 重点分野
- II 取り組みを加速させる分野
- III 進め方を検討してから取り組む分野

<重点分野の選定>

(1) 労働環境の適正化推進(→「適正な労働環境を整えます」)

働く目的で来日する外国人が増え、全国で不適切な雇用事例が相次いでいる中で、どこよりも安心安全に働ける地域をつくることは大きな魅力になります。

主に国の機関が取り組んでいますが、全国に先駆けて県を中心に取り組む体制をつくります。

(2) 日本語教育の推進(→「日本語でコミュニケーションが取れる」)

外国人が働き、暮らす上で基礎となる力で、生活上一番困っていること¹が「日本語能力」です。地域や学校、職場など様々な場面で日本語が学べるよう取り組みを進めていきます。

(3) 外国人住民の地域コミュニティへの参加(→「地域活動に参加しやすくします」)

本県では、外国人を単なる労働力としてではなく、生活者として、そして、地域社会の担い手として重要な存在ととらえています。

生活する上で、身近な地域コミュニティに参加しやすいことを本県の魅力にしていきます。

¹ 山梨県が2019年に実施した「在留外国人アンケート調査」によると、「生活上特に困っていること」として最も回答が多かったのが「日本語能力」(34%の人が回答)

2 施策体系

	政策	施策	区分	
安心して働ける環境づくり(受入)	1 きちんとした条件で働ける	適正な労働環境を整えます	I	重点分野
	2 働く場(企業)が増える	(1)外国人が働きやすい企業を応援します	II	
		(2)業種ごとに外国人を受け入れやすくします	III	
	3 外国人と企業がつながる	(1)留学生の県内就職を進めます	II	
		(2)海外へ山梨で働く魅力を伝えます	III	
	安心して暮らせる環境づくり(共生)	1 日本語でコミュニケーションが取れる	(1)身近な地域で日本語を学べるようにします	
(2)子どもの教育を手厚くします				
2 生活しやすくなる		(1)悩みを相談しやすくします	II	
		(2)情報をわかりやすく発信します	II	
		(3)病院にかかりやすくします	II	
		(4)子育て世代や高齢者を支えます	III	
		(5)住宅に入りやすくします	II	
		(6)災害や事件に備えます	II	
3 地域で交流する		(1)日本人住民側の理解を深めます	III	
		(2)地域活動に参加しやすくします	I	重点分野

3 施策内容

【安心して働ける環境づくり(受入)】

政策I きちんとした条件で働ける

施策I 適正な労働環境を整えます (区分:I) **重点分野**

(現状・課題)

- ・外国人は、言葉や文化の壁があることから、働く現場では弱い立場に置かれています。
- ・全国では、長時間働かせる、十分な賃金を払っていない、安全を確保していない、悪質なブローカーと結びついているなど不適切な事例が多くなっています。
- ・外国人を雇用する企業や仲介事業者などがルールを守っているか、外国人が確かめるのは難しくなっています。

〈関連データ〉

- ・県内外国人雇用事業所:1,339 事業所(2019.10 山梨労働局調査)
- ・県内登録有料職業紹介事業者・人材派遣事業者:343 事業者(2019.9時点 山梨労働局 HP)
- ・県内に本拠のある技能実習監理団体:7 組合(2020.1時点 外国人技能実習機構 HP)

(今後の取り組みの方向性)

◎ 県内の外国人の労働状況をつかみ、県全体できちんとした条件で働ける企業を増やします。

- ◆ 外国人を雇用する企業や仲介事業者などを集めた協議会を立ち上げ、県全体で一丸となって適正な労働環境をつくっていきます。
- ◆ 山梨労働局や東京出入国在留管理局、外国人技能実習機構などと連携して、法令などルールを守らない企業には厳しく対応していきます。

政策2 働く場(企業)が増える

施策1 外国人が働きやすい企業を応援します (区分:Ⅱ)

(現状・課題)

- ・外国人を雇用する企業の数が増えていますが、全体に占める割合はまだわずかです。
- ・日本語学習や住居の支援など外国人が働きやすいように工夫している企業がありますが、そこまで手が回っていない企業もあります。
- ・これから外国人の雇用を始めたい、増やしたいという企業は多くあります。

〈関連データ〉

- ・県内外国人雇用事業所:1,339事業所(再掲)
※4年で1.4倍増加 ※県内事業所総数(約40,000)の3%程度の割合

〈現在の取り組み〉

- ・「山梨県外国人材企業相談センター」の運営
専門のアドバイザーを配置し、外国人を雇いたい企業のあらゆる相談に対応しています。
(2019.9開設) ※(参考)相談件数(2019.12末時点):57件
- ・外国人雇用に関する企業向けセミナーの開催

(今後の取り組みの方向性)

◎ 外国人の雇用や定着にしっかり取り組む企業への支援を強化し、外国人が活躍できる場を広げていきます。

- ◆ 外国人雇用に悩みのある企業のために、相談センターを活用しやすくします。
- ◆ 適正な労働環境で外国人の活躍に取り組む企業へ手厚い支援を行います。

施策2 業種ごとに外国人を受け入れやすくします (区分:Ⅲ)

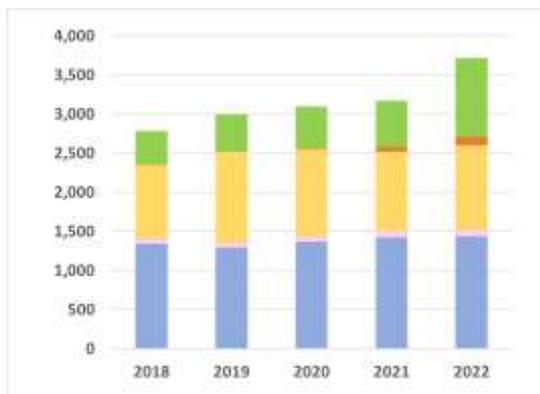
(現状・課題)

- ・外国人が働く業種ごとに、在留資格や増え方などに特徴があります。
- ・「製造業」では、もともと働く外国人の数が多く、割合も高くなっています。
これまで永住者・定住者が多かったですが、最近では技能実習、通訳・技術者としての資格(技術・人文知識・国際業務)が増えています。
- ・「建設業」や「宿泊業、飲食サービス業」では、最近働く外国人が大きく増えています。
「建設業」では、技能実習が増え、「宿泊業、飲食サービス業」では、留学生などのアルバイト、通訳などの資格(技術・人文知識・国際業務)が増えています。
- ・「介護」では、働く外国人が増えはじめており、今後も確実に必要な働き手が増えると想定されています。

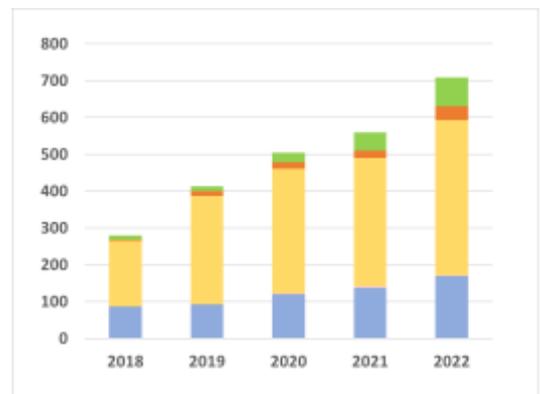
〈関連データ〉



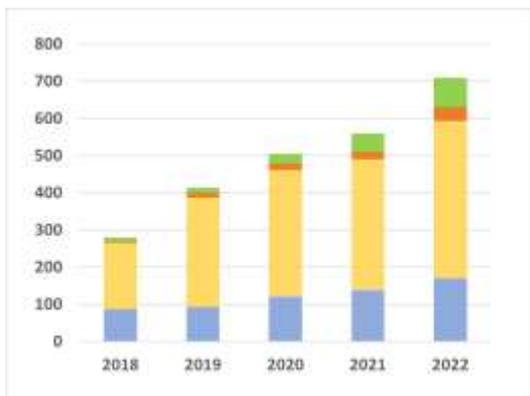
(製造業)



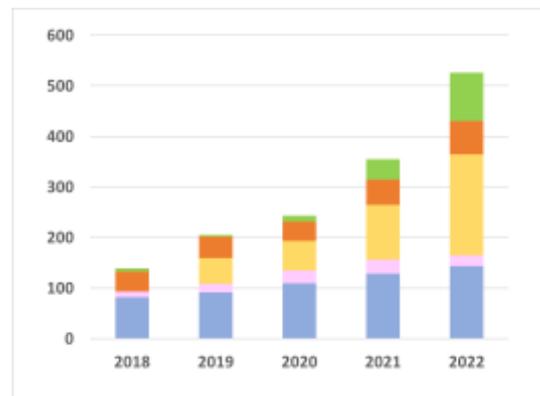
(建設業)



(宿泊業、飲食サービス業)



(医療、福祉)



〈現在の取り組み〉

- ・(介護) 外国人向けに日本語によるコミュニケーション技術や介護の技能を高めるための集合研修などを実施

(今後の取り組みの方向性)

◎ 外国人の力が求められる業種において、企業や外国人への支援を検討します。

政策3 外国人と企業がつながる

施策1 留学生の県内就職を進めます（区分：Ⅱ）

（現状・課題）

- ・県内大学等では約1,000人の外国人留学生在が学んでいますが、卒業生のうち県内企業に就職するのは1割未満と低くなっています。
- ・留学生には県内企業の情報や魅力が届いておらず、企業にとっても留学生との接点が少ない状況があります。

〈関連データ〉

- ・県内大学等（日本語学校を含む）に在学する外国人留学生数：1,039人（2018日本学生支援機構調査）
- ・県内外国人留学生の県内就職率：8%（2018県調査）
（参考）全国の留学生の就職状況（2018日本学生支援機構調査）
日本での就職希望率：64.6%
日本での就職率：32.4%

〈現在の取り組み〉

- ・企業向け・留学生向けセミナーの開催
- ・留学生と県内企業との合同就職面接会の開催
- ・留学生を採用したい企業の情報などをまとめたサイト（9か国語対応）の運営

（今後の取り組みの方向性）

◎ 留学生と県内企業をつなぎ、留学生の県内就職を進めます。

- ◆ 企業紹介やインターンシップなど留学生と県内企業がつながる機会を増やし、マッチング支援を強化します。

施策2 海外へ山梨で働く魅力を伝えます（区分：Ⅲ）

（現状・課題）

- ・これまで海外在住の外国人と県内企業とのマッチングは、民間ベースで進められており、日本での就労を希望する外国人に、山梨県で働く魅力が伝わっていないのが現状です。

（今後の取り組みの方向性）

◎ 行政レベルで海外との連携を強化して、山梨の魅力を伝えるなど、山梨に来てもらう仕組みづくりを進めます。

【安心して暮らせる環境づくり(共生)】

政策1 日本語でコミュニケーションが取れる

施策1 身近な地域で日本語が学べるようにします (区分: I) **重点分野**

(現状・課題)

- ・身近な地域で誰もが参加できる日本語教室は、まだわずかです。
- ・こうした教室で教えているのは、ボランティアの方々が中心で、先生の育成や確保も課題です。
- ・時間がない、遠くて通えない、レベルが合わないなど学習者のニーズに合っていない場合があります。
- ・職場において日本語を学べる機会がある人もいますが、そのようなケースは少ないです。

〈関連データ〉

- ・日本語教室を開設している市町村: 7 市町
- ・県内の日本語教室数(市町以外): 10 程度

(今後の取り組みの方向性)

◎ 身近な地域における日本語教育の機会を増やすとともに、質を上げていきます。

- ◆ 専門家やボランティアの先生などを集めた会議を開き、山梨県での日本語教育の戦略を議論します。
- ◆ 市町村やボランティアを支える・つなぐコーディネーターを配置します。
- ◆ 教育機関や関係団体と連携して、教える人材の育成・確保を進めます。
- ◆ 外国人が働く場でも日本語を勉強できるように支援します。

施策2 子どもの教育を手厚くします (区分: I) **重点分野**

(現状・課題)

- ・外国人の子どもは、公立学校や外国人学校に通学しています。
- 一方で、学校に通える年齢であるのに通っていない不就学児も存在しています。
- ・公立学校では、外国人の子どもや日本語指導が必要な子どもが増えており、きめ細かな支援が行き届きづらくなっています。
- ・こうした子どもを教える専門の先生の確保・育成を進める必要があります。
- ・希望するすべての子どもが高校に進学できているわけではありません。
- ・外国人の保護者は、先生と日本語でコミュニケーションをとるのが難しい場合があります。

〈関連データ〉 ※すべて2019時点数値

- ・不就学児: 46 名
- ・外国人児童生徒数(公立小・中): 651 名
- ・日本語指導が必要な児童生徒数(公立小・中): 373 名
- ・日本語指導を行う教員(公立小・中): 18 の拠点校に 20 名
- ・外国人生徒数(公立高校・特別支援学校): 159 名

〈現在の取り組み〉

- ・日本語指導教員の配置（公立小・中）
- ・通訳者の派遣（ 〃 ）
- ・入学者選抜における特別措置の実施（公立高）
- ・日本語指導を行う教育課程の設置（公立高のうち 3 校）

（今後の取り組みの方向性）

◎ 外国人の子どもが、学校できめ細かな支援を受けられるようにします。

- ◆ 外国人の子どもの教育の支援を充実させるための検討をスタートし、公立学校での日本語指導の充実や専門の指導ができる先生の育成につなげます。
- ◆ 不就学の子どもが学校に通えるように支援します。
- ◆ 入学試験時の工夫や親への理解を深めることにより、高校への進学につながるようにします。
- ◆ 外国人の生徒へのフォローを手厚くする、専門コースを置くなど、高校に入ってから学びやすい仕組みを検討します。

政策2 生活しやすくなる

施策1 悩みを相談しやすくします（区分：Ⅱ）

（現状・課題）

- ・外国人の相談先は、家族や友人・知人など身近な人が多く、困りごとがあっても解決が難しい場合もあります。
- ・日本や山梨に来て間もない人は、頼れる相談相手がない場合もあります。
- ・誰でも相談できる相談機関として外国人相談センターなどがありますが、相談対応の質を高め、多くの人が利用しやすくすることが課題です。

〈関連データ〉

- ・外国人相談センターにおける相談件数：37件（2019.12末時点）
- ・外国人の相談相手：母国の友人・知人 56%、日本人の友人・知人 47%（2019「在留外国人アンケート調査」）

〈現在の取り組み〉

- ・「やまなし外国人相談センター」の運営
外国人のあらゆる悩み事、困り事の相談に多言語で対応しています。（2019.8 開設）

（今後の取り組みの方向性）

◎ 外国人相談センターの活動を強化するとともに、地域の中で身近に相談できる相手を増やします。

- ◆ 外国人相談センターにおける相談員の専門性を高め、多くの外国人の方々に利用してもらいやすくします。
- ◆ 地域の中で外国人が気軽に相談できるサポーターを任命し、その数を増やしていきます。

施策2 情報をわかりやすく発信します（区分：Ⅱ）

（現状・課題）

- ・外国人が必要とする行政の情報は、多言語化を進めてきましたが、知られていない、使われていないケースも多くあります。
- ・国籍が多様になると、多言語化だけでは対応が困難な場合があります。
- ・外国人の情報収集方法は、スマートフォンを持つ人が増えたことにより、インターネットやSNSが中心となってきています。
- ・行政情報を発信しても届いてほしい人に届かない場合もあり、伝える方法を工夫していく必要があります。

〈関連データ〉

- ・外国人の生活情報の収集手段：インターネット 54%、友人・知人 50%、SNS 19%
- ・行政の取り組みで不便に感じていること：行政サービス情報が届かない 27%

（2019「在留外国人アンケート調査」）

〈現在の取り組み〉

- ・やまなし医療ネット、子育てネットの多言語化
- ・やまなし防災ポータルが多言語化

(今後の取り組みの方向性)

◎ 行政情報の多言語化とともに「やさしい日本語」の導入を進めます。また、外国人に確実に情報を届ける仕組みづくりを進めます。

- ◆ 各分野において多言語化をさらに進めるとともに、誰にでも分かりやすい「やさしい日本語」の導入を進めます。
- ◆ スマートフォンにプッシュ²で発信するなど効果的に情報を伝える仕組みを検討します。

施策3 病院にかかりやすくします (区分: II)

(現状・課題)

- ・病院でうまく症状を伝えられない、医師や看護師の説明が分からないなどの不安や悩みを抱える外国人が多くいます。
- ・また、病院を探すのが難しいという声もあり、外国語対応ができる病院を見つけやすくする工夫が必要です。

〈関連データ〉

- ・外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関数(2019.10時点)
 - ・入院が必要な救急患者に対応できる医療機関:4施設
 - ・外国人患者を受け入れ可能な医療機関:29施設

〈現在の取り組み〉

- ・外国人患者を受け入れる医療機関の体制整備
 - ・病院関係者などを集めた協議会を開催
 - ・拠点的な医療機関を選び、翻訳タブレット端末などの整備を支援
- ・やまなし医療ネットの多言語化(再掲)

(今後の取り組みの方向性)

◎ 病院でコミュニケーションをとりやすくすることにより、安心して医療を受けられるようにします。

- ◆ 多言語翻訳機の活用促進や通訳ボランティアの育成・確保など病院での言葉の壁をなくすよう取り組むとともに、外国語が使える病院の情報発信を進めます。

² お知らせが必要な時に、アプリなどから自動的に情報を送る仕組み

施策4 子育て世代や高齢者を支えます（区分：Ⅲ）

（現状・課題）

- ・子育て世代の外国人は、サポートが少ないことから様々な悩みを抱えています。
- ・外国人の高齢者の数が増加しており、介護や医療などのニーズが高まることが予想されます。

〈関連データ〉

- ・子ども（0～6才）数：660人（在留外国人統計（2018.12末））
- ・高齢者（65才以上）数：716人（〃） ※2014.12末（545人）から171人増加

〈現在の取り組み〉

- ・子育てネットの多言語化（再掲）

（今後の取り組みの方向性）

- ◎ 子育てや介護などステージに応じた効果的な支援を検討します。

施策5 住宅に入りやすくします（区分：Ⅱ）

（現状・課題）

- ・民間の住宅を借りる場合に、外国人であることを理由に入居を断られたり、保証人が置けないケースも多く、入居が難しい現状があります。
- ・ルールを外国人側がわかっていない、貸主がきちんと説明していないことなどにより、貸主や近隣住民とトラブルになる場合もあります。

〈関連データ〉

- ・住居の種類：持ち家 36%、民間賃貸 33%、公営住宅 15%、社宅・寮 12%
(2019「在留外国人アンケート調査」)
- ・外国人入居可能登録物件：4,327件（20123.3.15時点 セーフティネット住宅情報提供システム）

〈現在の取り組み〉

- ・住宅確保の支援（県も参加する居住支援協議会において実施）
- ・外国人入居可能物件の登録、紹介
- ・外国人に物件を仲介できる不動産業者のリスト化
- ・賃貸借契約締結の場へ通訳者を派遣

（今後の取り組みの方向性）

- ◎ 外国人が住宅に入りやすくするとともに、安心して住み続けることができるように支援します。

- ◆ 居住支援協議会などとともに、外国人が入居できる民間の賃貸物件の拡大を目指します。

- ◆ 入居する外国人に対して、多言語による住まいのガイドブックを配布し、わかりやすく説明します。

施策6 災害や事件に備えます（区分：Ⅱ）

（現状・課題）

- ・外国人には災害時に情報が伝わりづらいことから、日本人以上に事前の準備や発生時の支援が必要です。
- ・交通ルールや生活安全上のマナーが母国と異なるため、理解するのが難しいとの声を耳にします。

〈現在の取り組み〉

- ・災害時における支援体制の整備
 - ・災害時外国人支援情報コーディネーターの育成
 - ・研修会、防災訓練の実施
 - ・災害多言語支援センターの開設
- ・地域安全教室の開催、交通安全ガイドや地域安全チラシの多言語化

（今後の取り組みの方向性）

◎ 災害時における外国人の支援を進めるとともに、外国人が安心安全な生活を送れるようにします。

- ◆ 外国人が多く集まる場所への情報発信やラジオの活用など災害が起きた場合の情報提供を強化します。
- ◆ 地域の高齢者や障害者の支援において、比較的若い地域住民としての外国人が担える役割を考え、地域防災に役立つ仕組みづくりを検討します。

政策3 地域で交流する

施策1 日本人住民側の理解を深めます（区分：Ⅲ）

（現状・課題）

- ・外国人が安心して働き、暮らすためには、職場や地域の日本人が、外国人への理解・多文化共生への理解を深めていくことが不可欠です。
- ・教育の場において、外国人とともに暮らす社会の担い手を育成していくことも必要です。
- ・日本人の中には、外国人に対して不安や避けようとする気持ちを抱く人もいます。

（今後の取り組みの方向性）

◎ 外国人の文化や生活、考え方などに対する日本人住民の理解を進めます。

- ◆ 学校教育の中で、英語以外の外国語を学ぶ機会や多文化共生への理解を深める機会を増やします。

施策2 地域活動に参加しやすくします（区分：Ⅰ）重点分野

（現状・課題）

- ・多文化共生の地域づくりに向けては、相互理解にもつながる外国人の地域への積極的な参加が欠かせません。
- ・外国人は、お祭りや自治会など地域活動に対しての参加希望は高いですが、活動内容や参加方法がわからない、一緒に行く人がいないなどの理由で実際の参加率は低い状況です。

〈関連データ〉

・地域活動の参加希望率：52% ・地域活動への積極的な参加率：28%

（2019「在留外国人アンケート調査」）

（今後の取り組みの方向性）

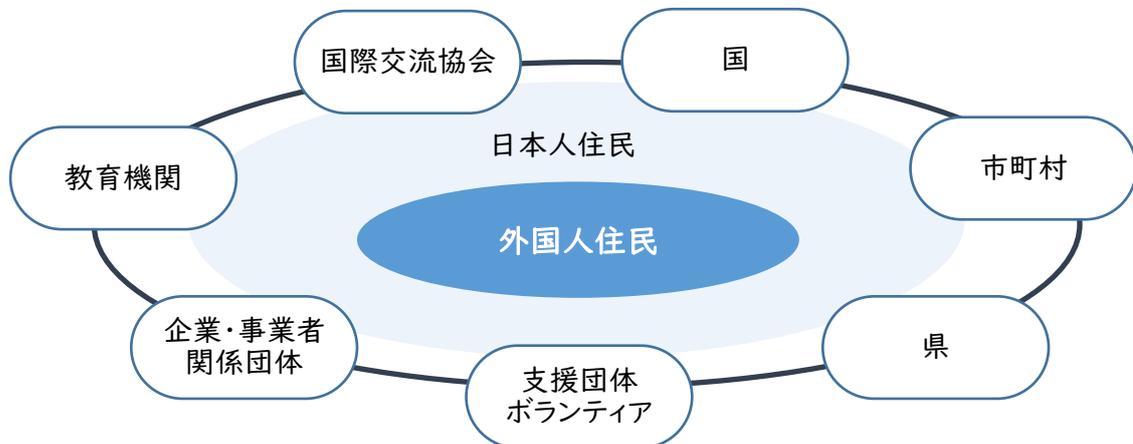
◎ 外国人が地域社会へスムーズに参加できるよう、外国人と地域をつなぎます。

- ◆ 外国人と地域社会・日本人とのつなぎ役をつくり、外国人が地域活動へ参加しやすい仕組みをつくります
- ◆ こうした外国人を支援する人々にアドバイスができる体制をつくり、外国人とともに活動する地域を応援します。

第5章 推進体制と各主体の役割

1 推進体制

各主体が連携・協働して取り組みを推進



2 各主体の役割

○外国人住民

- ・本県や日本の文化や習慣、生活ルールへの理解を深め、周りの日本人と交流しながら、産業や地域社会の重要な担い手となることが期待されています。

○日本人住民

- ・外国人が本県を支える大切な一員であると認識し、異なる文化や習慣・価値観を理解・尊重し、共生社会の実現に向けて取り組む必要があります。

○支援団体・NPO、ボランティア

- ・それぞれの外国人に寄り添って支援や交流ができる存在であり、日本人との橋渡し役としても、その活動をさらに充実していくことが期待されています。

○企業・事業者・関係団体（経済団体等）

- ・労働関係の法令をしっかりと守り、外国人が安心して働ける環境づくりを進めるとともに、安心して生活できるよう支援していく必要があります。

○教育機関

- ・小中学校、高校などは、外国人児童生徒への支援を強化し、日本語等の教育環境をさらに充実させる必要があります。
- ・大学、日本語学校などは、外国人留学生が安心して学び、生活できるよう支援するとともに、県内企業への就職につながる支援を強化する必要があります。
- ・また、多文化共生に理解のある日本人の児童・生徒、学生の育成を進める必要があります。

○国際交流協会

- ・国際交流や多文化共生を推進する中核的組織として、これまでのノウハウなどを活かし、取り組みをさらに強化するとともに、各主体への支援や各主体を効果的につなぐハブ的役割を果たしていく必要があります。

○国（山梨労働局、東京出入国在留管理局、外国人技能実習機構、ジェトロ山梨貿易情報センターなど）

- ・ノウハウや権限を活かし、適正な労働環境づくりなどに向け、県とともに取り組みを推進していく必要があります。

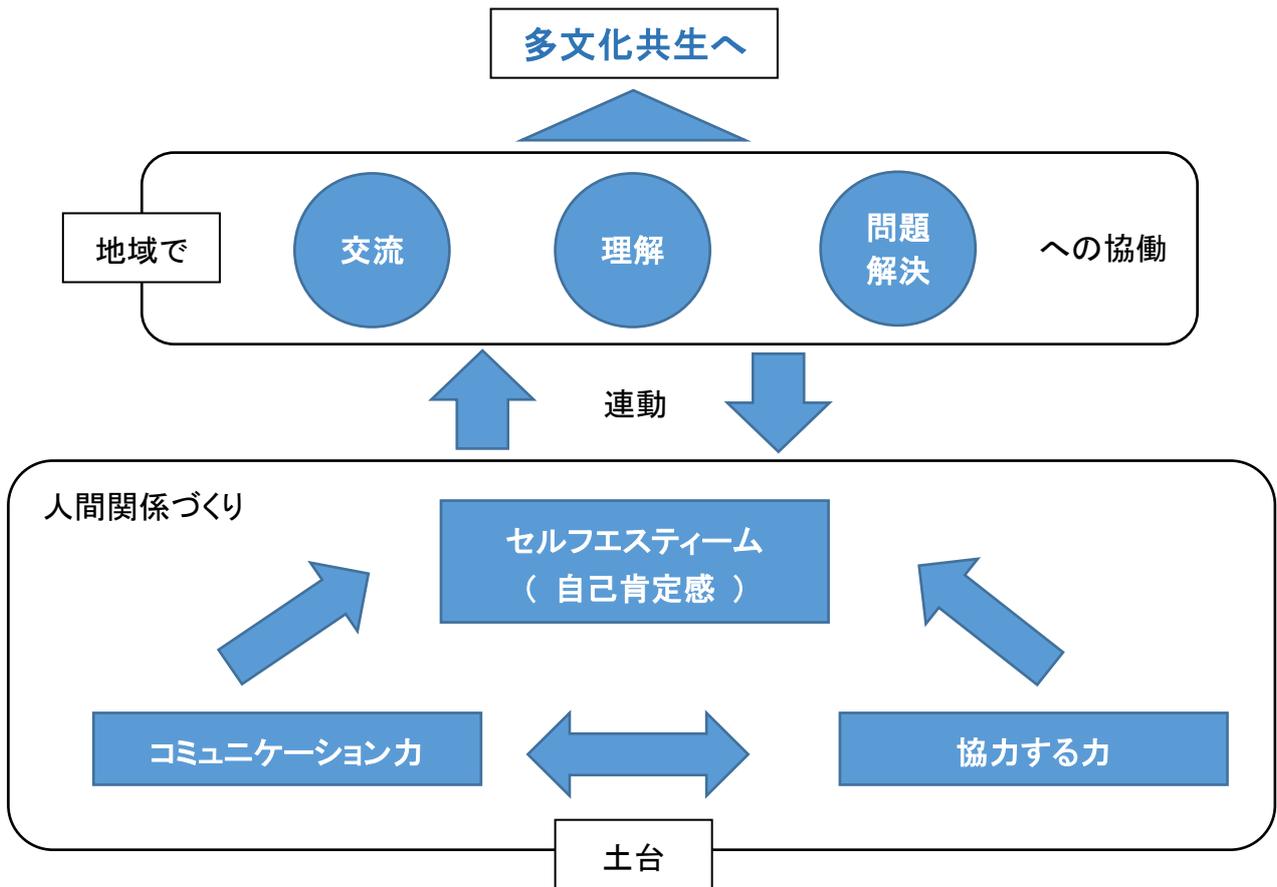
○市町村

- ・外国人に最も身近な行政機関として、多くの行政サービスを直接届ける立場であり、外国人の声を丁寧に聞き、ニーズを踏まえた支援を積極的に行っていく必要があります。

○県

- ・このビジョンに掲げる基本目標の実現に向けて、各主体としっかりと協力し、各主体の活動を支援しながら、様々な取り組みを中心となって進めていきます。

3 多文化共生社会実現へのあるべき姿



多文化共生社会の実現のためには、地域において、国籍や文化的背景に関わらず対等の立場で、協力してともに取り組むことが肝要です。異文化交流や日常的コミュニケーション等の「交流」、文化的相違や社会的背景等に関する「理解」、そして、理想と現状のギャップを把握し、その解消に取り組む「問題解決」に向け協働しなければ、本当の意味での多文化共生社会は実現しません。交流を深め、互いに理解し、共生を進めていく際に遭遇する様々な問題を共に解決していくことは、全ての人々に心の躍動を生み出すような、明るい未来を創造する過程でもあります。

併せて、こうした地域での協働と連動して、人間関係づくりも進める必要があります。全ての住民が独立・対等な立場での人間関係を構築することが、多文化共生社会の土台となるからです。

この人間関係づくりに必要な要素としては、「コミュニケーション力」、「協力する力」、「セルフエスティーム(自己肯定感)」の3つがあります。自己表現・他者理解・状況判断・関係調整のための「コミュニケーション力」と、協調行動や相互補完的行動を促す「協力する力」は、人間関係づくりに必要な基礎的能力であり、一方の力を身につけ高めることは、他方の力の向上に資するものです。また、これら2つの力が高まることによって、「セルフエスティーム」も向上するという相乗効果が生まれます。「セルフエスティーム」とは、「自分は価値のある存在である」と感じ、ありのままの自分を認めることです。互いにその人らしさを認めつつ、自分らしさを発揮でき、誰もが「社会の一員として包摂されている」と感じるのが、人間関係づくりの深化につながっていくのです。

4 人間関係づくりを進める上で大切なこと

外国人住民が円滑に地域に受け入れられる社会づくりを進めるためには、日本人も外国人も国籍やルーツに対する偏見を持つことなく、みな同じ地域に住む人間であるという認識を共有する必要があります。

外国人や外国にルーツを持つ人の現状やバックグラウンドは多様であり、その背景を理解するだけでも、その人への関わり方は大きく変化します。

個人個人の考え方や能力は千差万別ですが、相互に違いを受け入れ、足りないところを互いに補っていくことこそが、やまなしの発展につながっていくのです。

多文化共生社会の土台となる人間関係づくりを進めるに当たっては、生きづらさが解消された安全・安心な環境の下、全ての住民が主体的に社会参画する中で、自他尊重や共生の精神を醸成することが、非常に重要となります。

このため、行政、外国人支援団体、民間、住民等は、多文化共生に関する現状やニーズの正確な把握に努め、具体的な課題を見出し、その解決のために取り組んでいくことが大切ですが、その際には以下のポイントの重要性を強く意識して進める必要があります。

- 言語習得・文化理解において
 - ・外国人が生活する上で必要となる日本語の習得
 - ・母語・母文化を大切にす土壌
 - ・コミュニケーション能力の獲得
- 生活支援のために
 - ・外国人が生活していく上で必要となる情報を得られる仕組みづくり
 - ・外国人特有の問題（言葉の壁・こころの壁）を前提とした早期支援の拡充
- 多文化共生の地域づくりのために
 - ・国籍を問わず、互いを認め受け入れる姿勢
 - ・身近な人との協力体制の構築
 - ・使用言語に関係なく社会参加や活躍が可能となる土壌
 - ・安心感の獲得やセルフエスティームの向上
- 個別の取り組みを持続可能なものとするために必要なこと
 - ・主体的・積極的な参加の促進
 - ・コミュニケーションの継続
 - ・参加者が楽しめ、ストレスが軽減される活動の実践
 - ・将来に希望が持てて、必要なことが学べる活動の実践
 - ・他者のためにしたことが自分のためにもなる活動の実践
 - ・他の主体（地域・ボランティア・行政・有識者等）との連携
 - ・キーパーソンやインフルエンサーの発掘・育成